

一向井蘭式 長澤運輸事件をマトリクスで考える

～長澤運輸事件マトリクス・想定される具体的事例・就業規則規定例～
 長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件 最高裁判決と同一労働同一賃金
 講師 弁護士 向井 蘭氏

平成 30 年 8 月 吉日
 東京都社会保険労務士会豊島支部長 小西 康夫
 豊島支部研修委員会委員長 吉田 秀子

平成 30 年度第 2 回「豊島支部独自研修会」のご案内

既に他のセミナーで長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件についての判例解説をお聞きになった方も是非ご参加ください！

豊島支部独自研修会のため、向井蘭先生が考えてくださった「マトリクス」方式により顧問先で想定される事例の具体的解決方法をご教授いただけることになっております。

もちろん、「長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件 最高裁判決と同一労働 同一賃金」について、改めて概要からご解説いただけます。

このセミナーを聞いて、是非実践でお役立てください。

●豊島支部独自研修会では、皆様から事前に質問事項をいただき、講義の中で回答をお聞きすることができます。多くの事前質問もお待ちしております。(ただし、全てにご回答いただけない場合もございます。ご了承ください)
 (豊島支部研修委員 阿部務 伊藤綾子 今村淳子 戒悟 佐藤富雄 下村佳子 高伊茂 藤間政雄 正木秀幸 宮田祐子)

記

1.日時	平成 30 年 9 月 18 日 (火) 午後 13:30～16:30 (13 時 10 分受付開始)
2.会場	I K E B i z としま産業振興プラザ 多目的ホール 東京都豊島区西池袋 2-37-4 (各線池袋駅西口より徒歩約 10 分、南口より約 7 分)
3.講義内容	○長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件最高裁判決の概要 ○長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件の実務に与える影響 ○分かりづらい長澤運輸事件判決～マトリクスで考える ○手当の趣旨・目的を就業規則に明記して紛争を予防する ○同一労働同一賃金と不利益変更、パターンと導入方法
4.講師	弁護士 向井 蘭氏 平成 15 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)。狩野祐光法律事務所入所。平成 29 年 杜若経営法律事務所に改称。使用者側の労働事件を主に取り扱う法律事務所に所属。主な著書等に「人事・労務担当者のための労働法のしくみと仕事わかる本」(日本実業出版社)、「社長は労働法をこう使え！」(ダイヤモンド社)、「会社は合同労組・ユニオンとこう闘え！」(日本法令)、「書式と就業規則はこう使え！」(労働調査会)。
5.定員	130 名 (先着順・定員になり次第締切 定員超過時のみ後日電話等にて個別にご連絡します。)
6.受講料	豊島支部 1,500 円 豊島支部以外 2,000 円 (資料代 当日受付にてお支払いください) 研修会に参加お申込みをいただき当日欠席された方には後日受講料と郵送代を請求させていただきます。
7.申込締切	平成 30 年 8 月 31 日 (金) 資料部数確定のため、申し込み期限厳守にご協力ください。
8.懇親会	研修会終了後、懇親会を行います。 個別相談、名刺交換、懇親希望の方はお申込み下さい。 会場 未定 (研修会会場近隣を予定) 17:00～ 会費 4,500 円 懇親会に参加お申込みをいただき当日欠席された方には後日費用を請求させていただきます。

平成 30 年度第 2 回「豊島支部独自研修会」

「一向井蘭式 長澤運輸事件をマトリクスで考える」

研修申込書

申込先 FAX 03-3983-8804 (オオイ社会保険労務士事務所)

支部研修会のみ出席します

・

支部研修会と懇親会の両方に出席します

(↑どちらかに○をつけてください)

当日研修会中に、質疑応答コーナーがあります。質問事項がある方は事前はこちらにご記入ください。

受け付けた質問の中から抜粋して講師の方にお答えいただきます。

○をつけて、他支部の場合支部名を記入ください

支部名： 豊島 ・ その他 () 支部

電話番号 ()

FAX ()

○をつけてください

開業 ・ 法人社員 ・ 勤務

フリガナ

氏名：

住所：〒

貴所名・貴社名：

※ご住所・事務所名・会社名は、ご連絡先及び郵送物をお送りする場合の送付先とさせていただきます。